

会計監査学習会報告（行政報告会）

監事・監事スタッフにとって、監査報告は1年間の監査の集大成であり、監査活動の成果を組合員（総代）に報告するもので、監事の法的責任、監事の職務の基本、監事の権限と義務の内容、監査調書の作成、監事の会計監査について、ケーススタディをもとに具体的に解説を受け学習しました。受講対象は、監事・監事スタッフに限定せず、会計監査・期末監査の知識、技能を修得したいと希望する生協役職員に広く参加を呼びかけました

- ◇日時 平成29年3月29日（火）
- ◇場所 日本特殊陶業市民会館 3階 第1会議室
- ◇講師 日本生協連 法規会計支援部 岡坂充容氏

参加者 37名（19生協31名、行政1名、事務局5名）
コープあいち1名、一宮3名、あいち2名、生活クラブ2名、トヨタ2名、かりや愛知中央2名、愛知県職員1名、愛知県警察職員3名、トヨタ車体2名、オークマ1名、北医療1名、南医療2名、みなと医療2名、大学東海事業連合1名、東海コープ1名、アイチョイス2名、名古屋市市民火災共済1名、住友ゴム工業1名、愛知県勤務医師1名

会計監査学習会報告

(1) 監事の職務の基本(再確認)

① 監事の職務の基本

理事の職務の執行を監査する。監査報告を作成しなければならない。

② 監事監査の目的

理事の職務執行の監査によって経営トップの暴走を防ぐ。
不祥事に向けて内部統制システムの構築・運用を独立的立場で確認、評価。

③ 監事の権限・義務の内容

報告を求める権限と業務・財産の調査権と理事会への出席義務・意見陳述義務が重要。

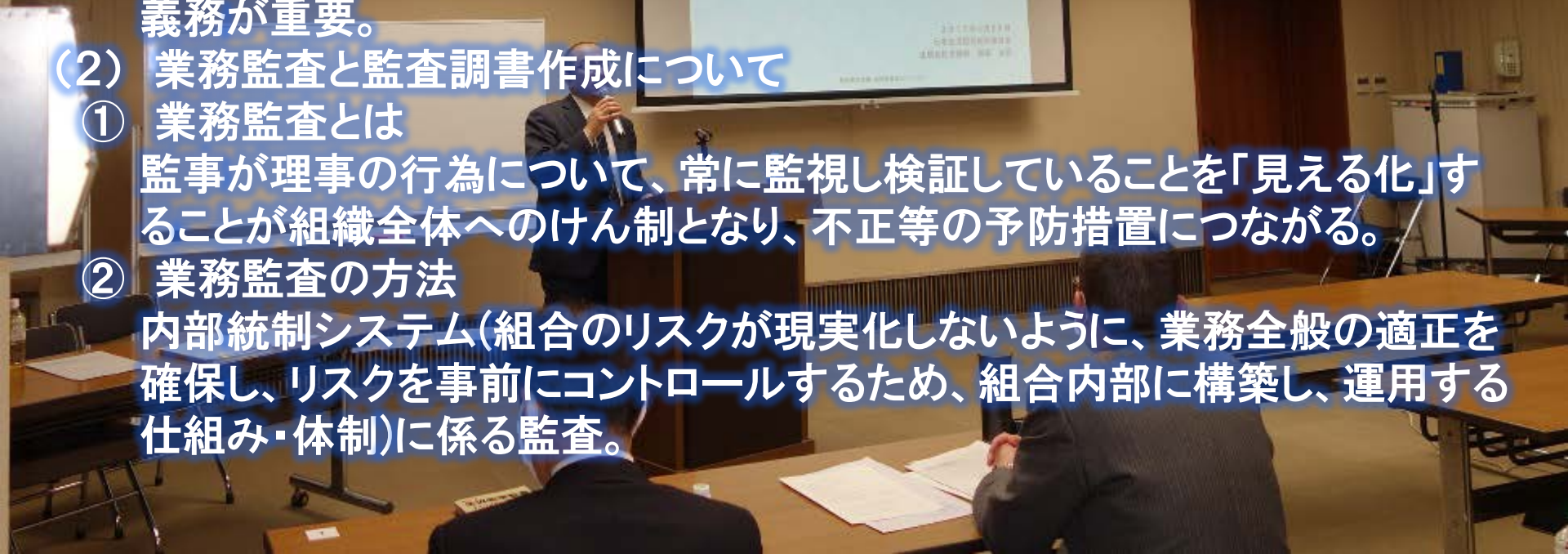
(2) 業務監査と監査調書作成について

① 業務監査とは

監事が理事の行為について、常に監視し検証していることを「見える化」することが組織全体へのけん制となり、不正等の予防措置につながる。

② 業務監査の方法

内部統制システム(組合のリスクが現実化しないように、業務全般の適正を確保し、リスクを事前にコントロールするため、組合内部に構築し、運用する仕組み・体制)に係る監査。



(3) 監事の会計監査について

① 期末監査

事業年度終了から通常総(代)会までの特定の監査活動、監査の中心は理事の報告義務履行の監査。

② 会計監査の事前準備

法令等を考慮し、理事会かや関係部署と調整を行う。

③ 決算関係書類の監査

貸借対照表や損益計算書の数値や決算関係書類の「意味」を読み取る。



行政報告会

(1) 平成28年度生協書面検査結果から、生協の種類ごとの特徴について

① 医療事業・福祉事業を行う組合

- ・国の制度改正により収益に大きな影響が出る。
- ・医療、介護に従事する人材確保の困難性。

② 地域で供給事業を行う組合

- ・組合員の高齢化の進行、新規加入者の伸び鈍化。・生協職員の人材育成。

③ 職域生協

- ・職域母体の採用の増減により組合員数、収益も大きく影響を受ける。
- ・組合員の利用低調。

④ 大学生協

- ・組合員の意見集約、組合運営への参加。・脱退組合員の管理。
- ・業務システムの効率化。

⑤ 共済事業を行う組合

- ・共済加入者の減少を防ぎ、制度の維持を図る。
- ・高齢者が増える中、丁寧な説明による共済募集態勢をとる。そのために人材の確保、育成が課題。
- ・効率的な業務運営により、組合員への割戻を増やす努力をする。

⑥ 連合会

- ・会員生協の経営安定に努めている。・監査体制の強化が課題。

★書面検査の内容を次年度以降の現地検査時の指導上の参考とする。

(2) 平成28年度生協現地検査結果について。

- ① 9組合に対し現地検査を実施(うち検査専門員(公認会計士)同行5組合)。
- ② 不適切な会計を行っている組合がみられたため、平成29年3月13日付け29県生第860号で各消費生活協同組合代表理事、各消費生活協同組合連合会代表理事あてに愛知県県民生活部長通知「消費生活協同組合の適正な運営について」を発出した。

(3) 平成29年度の検査について

- ① 全組合を対象とした書面検査は行わない予定。
- ② 現地検査は8~9組合を対象に実施予定(うち検査専門員(公認会計士等)同行は4組合程度を予定)。

平成27~28年度の許認可の件数

	定款変更	共済事業規約 変更	員外利用許可
平成 27年度	5件	1件	1件
平成 28年度	9件	3件	0件

★認可申請前に行政に事前に相談すること。